知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第5号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成18年新潟県規則第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 | 正 | 後 | |
|------------|------|-----------|-------|
| 地方自治法(昭和22 | 年法律第 | 67号) 第152 | 条第1項 |
| の規定により知事の職 | 務を代理 | する副知事の | の順序は、 |
| 次のとおりとする。 | | | |

| 氏 | 氏 | | 名 | | 代理の順序 |
|-----|----|----|---|---|-------|
| 副知事 | 佐ク | 【間 | 星 | 豊 | (略) |
| 副知事 | 益 | 田 | 浩 | | (略) |
| 副知事 | 米 | 澤 | 朋 | 通 | (略) |

改 正 前 地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項 の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、 次のとおりとする。

| 副知事 高 井 盛 雄 (略) 副知事 溝 口 洋 (略) 副知事 益 田 浩 (略) | 氏 | | | 名 | 代理の順序 |
|---|-----|---|---|----|-------|
| | 副知事 | 高 | 井 | 盛雄 | (略) |
| 副知事 益 田 浩 (略) | 副知事 | 溝 | П | 洋 | (略) |
| | 副知事 | 益 | 田 | 浩 | (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。